

## 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部

総務監察課法制文書室

### 号外第12号 令和7年3月31日発行

目 次

### は県例規集登載

規則

### 【規則】

番 号 3 2	表 徳島県契約事務規則の一部を	<sup>題</sup> を改正する規則	<sup>担当課名</sup> 管財課
3 3	徳島県物品購入審査委員会 正する規則	規則の一部を改	同
3 4	徳島県生活環境保全条例施? 改正する規則	行規則の一部を	環境管理課
3 5	徳島県沿岸漁業改善資金貸 県林業改善資金貸付規則の-		農林水産政策課

# 【公布された条例等のあらまし】

- 随意契約によることができる予定価格の額を引き上げることとした。**徳島県契約事務規則の一部を改正する規則**(規則第三十二号)
- この規則は、 令和七年四月一日から施行することとした。
- 徳島県物品購入審査委員会規則の一部を改正する規則(規則第三十三号)
- 上げることとした。 徳島県物品購入審査委員会の審査対象とする物品の購入に係る予定価格の額を引き
- 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則について、所要の整備を行うこととした。この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三十四号)
- た。 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態を測定する方法を改めることとし
- この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。浸透水の汚濁の状態を測定する方法を改めることとした。
- 規則 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する (規則第三十五号)
- 付けの特例の適用期間を令和八年三月三十一日まで延長することとした。東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する次に掲げる規則による資金の貸
- 1 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則
- 徳島県林業改善資金貸付規則
- 公布の日から施行することとした。

# 徳島県規則第三十二号

令和七年三月三十一日徳島県契約事務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

後 田 正 純

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則徳島県知事

る。 徳島県契約事務規則 (昭和三十九年徳島県規則第三十九号)  $\mathcal{O}$ 一部を次のように改正 す

に改め、 に改め、同表の六の項中「百万円」を「二百万円」に改める。四の項中「五十万円」を「百万円」に改め、同表の五の項中「三十万円」を「五十万円」を「三百万円」に改め、同表の三の項中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同表の別表の一の項中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同表の二の項中「百六十万円

- する。
- 2 1 て適用する。 改正後の別表の規定は、この規則の施行この規則は、令和七年四月一日から施行. 附 則 の日以後に予定価格を定めて行う契約に つい

# 徳島県規則第三十三号

徳島県物品購入審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

後 藤 田 正 純

徳島県物品購入審査委員会規則  $\mathcal{O}$ の一部を改正する規則徳島県知事

に改正する。 徳島県物品購 入審查委員会規則 (昭和四十年徳島県規則第 九十四号)  $\mathcal{O}$ 部を次 0 よう

る。 第二条第一号中 「三百万円」 を 「六百万円」 に、 「六百万円」 を 「千二百万円」 に 改 8

- 1 この 引用 則 (徳島県用度・給与集中管理特別会計規則この規則は、令和七年四月一日から施行 この規則は、 する。
- 0 一部改正)
- 2 を次のように改正する。 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則 (昭和四十二年徳島県規則第二十号) の 一 部
- 別表中「三百万円」を「六百万円」に、 「六百万円」を「千二百万円」 に改め る。
- (徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 前 和七年度の予算から適用し、 の例による。 七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお前項の規定による改正後の徳島県用度・給与集中管理特別会計規則別表の規定は、 なお従

# 徳島県規則第三十四号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

る」に改める。 ぞれ」に、 ぞれ」に、 「それぞれ同表の測定方法 「それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる」を「同表の備考第二項に規定する」に改める。 第三十六条第一項中「項目の欄」を「上欄」に、「ごとに、」を「の区分に応じ、 第三十五条第一項中「項目の欄」を「上欄」 「基準値の欄」を「下欄」に改め、 「基準値の欄」を「下欄」に改め、 :の欄に掲げる」を「同表の備考第三項から第五項までに規定す に、 同条第二項中「項目の欄」を「上欄」に、 同条第二項中「項目の欄」を「上欄」に、 「種類ごとに」を「区分に応 それ それ

法の欄に掲げる」を「備考第二項に規定する」に改める。 第三十九条第五項第二号及 び第四十四条第三項中 「項目の欄」 を 「上欄」 に、 「測定方

ら第五項までに規定する」に改める。 の欄」を「上欄」に、「それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる」を第四十七条第一項中「一時堆積事業」を「一時堆積事業」に改め、 「それぞれ同表の測定方法 「同表 同条第三項中 の備考第三項か 項目

る」を「同表の備考第二項に規定する」に改める。 第四十八条第二項中「項目の欄」を「上欄 に、 「それぞれ同表  $\mathcal{O}$ 測定方法の

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五 (第三十五条、 第三十九条、 第四十四条、 第四 条関係

	検液中に検出されないこと。 基 準 値 基 準 値
。) 及びEPNをいう。以下同じパラチオン、メチルジメトンイ機燐(パラチオン、メチルジメトン有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
六価クロム	検液一リットルにつき○・○五ミリグラム以下
砒▽素	利用目的が農用地(田に限る。)である場合においり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であ

	満ては、土砂等一キログラムにつき一五ミリグラム未
総水銀	検液一リットルにつき○・○○○五ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	一キログラムにつき一二五ミリグラム未満農用地(田に限る。)である場合において、土砂等土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が
ジクロロメタン	検液一リットルにつき○・○二ミリグラム以下
四塩化炭素	検液一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下
クロロエチレン	検液一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき○・○○四ミリグラム以下
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき○・一ミリグラム以下
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき○・○四ミリグラム以下
ン ー・ー・ーートリクロロエタ	検液一リットルにつき一ミリグラム以下
ン ー・一・二―トリクロロエタ	検液一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下
チウラム	検液一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下
シマジン	検液一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下

チオベンカルブ	検液一リットルにつき○・○二ミリグラム以下
くみくえ	検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
くてみ	検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
弗素 ***。	検液一リットルにつき○・八ミリグラム以下
まう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下
く中半4公一回・	検液一リットルにつき○・○五ミリグラム以下

### 備考

- 1 において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 「検液中に検出されないこと。 」とは、 次項に規定する方法により測定した場合
- 2 0 いて。 測定方法は、 以下「土壌基準告示」という。 平成三年八月環境庁告示第四十六号(土壌の汚染に係る環境基準に 別表測定方法の欄に掲げる方法とする。
- 3 により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壌基準告示付表に定める方法 表中「土壌」とあるのは、 基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、 「土砂等」と読み替えるものとする。
- 4 〇 三 五 〇 二 五 和とする。 <u>-</u> 五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度との五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と規格K-シクェェコヲレンの濃度は、日本産業規格(以下「規格」という。)K -ジクロロエチレンの濃度は、 日本産業規格(以下「規格」という。

# 別表第六 (第三十六条、第四十七条関係)

項目	基準値
カドミウム	一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
有機燐	検出されないこと。
鉛	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
六価クロム	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下
<b>供素</b>	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下

総水銀	一リットルにつき○・○○○五ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
銅	トルにつきーミリグラム以下農用地(田に限る。)である場合において、一リッ土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が
ジクロロメタン	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下
四塩化炭素	ーリットルにつき○・○○二ミリグラム以下
クロロエチレン	ーリットルにつき○・○○二ミリグラム以下
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき○・○○四ミリグラム以下
一・一―ジクロロエチレン	ーリットルにつき○・一ミリグラム以下
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき○・○四ミリグラム以下
ン ー・一・一―トリクロロエタ	ーリットルにつきーミリグラム以下
ン ー・一・二―トリクロロエタ	一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下
トリクロロエチレン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下
一・三一ジクロロプロペン	ーリットルにつき○・○○二ミリグラム以下
チウラム	ーリットルにつき○・○○六ミリグラム以下
シマジン	一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下
チオベンカルブ	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下

ベンゼン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
セレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
弗索	一リットルにつき○・八ミリグラム以下
ほう素	ーリットルにつきーミリグラム以下
一・四―ジオキサン	一リットルにつき○・○五ミリグラム以下

## 備考

- 土壌基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「検出されないこと。」とは、第三項から第五項までに規定する方法により測定
- 2 を行うものとする。
- 3 する。 号 (地下水 測定方法 の水質汚濁に係る環境基準について) (有機燐及び銅に係るものを除く。 は、平成九年三月環境庁告示第十 別表測定方法の欄に掲げる方法と
- 4 める方法とする。 有機燐に係る測定方法は、 規格K〇一〇二―四 七•二• 一及び七・二・三に定
- 5 銅に係る測定方法は、規格K○一○二─三 + ----十 一 -三 、 + 四、十
- 6 五五 五・二又は五・
- 三・一により測定されたトランス体の濃度との和とする。三・二により測定されたシス体の濃度と規格K○一二五一・二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K○一二五一・五又は十一・六に定める方法とする。

の規則は、 令和七年四月一日から施行する。

# 徳島県規則第三十五号

則を次のように定める。 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規

令和七年三月三十一日

る規則 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正す徳島県知事 後 藤 田 正 純

る。 次に掲げる規則の規定中 「令和五年三月三十一日」 を「令和八年三月三十一日」 に改め

項 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和五十四年徳島県規則第八十四号) 附則第二

徳島県林業改善資金貸付規則 (平成十五年徳島県規則第六十七号) 附則第三項

この規則は、 **附 則** 公布の日から施行する。